

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

競泳日本のヘッドコーチ、平井伯昌は選手のために何が最善かを考え続けます。勝つためには人間性の成長が大きな成果になるため、指導前に必ず行うのは、選手の徹底したパーソナル分析です。「指導にマニュアルはない」と言います。

毎年、確定申告の依頼にくるアメリカ人大学教授が職員証と一緒にいつも持ち歩いていた USB に保存されていたメッセージです。「教師は、常に、学生のために何が最善なのかをまず考えます。そうすれば、他のことはすべて上手くいくものです。」優しさに溢れた偲ぶ会が昨年行われました。

## 私の書棚より

- 到底勝ち目がないとわかれれば、引くことや勝負の場所を他に移すことも考えなければならない。圧倒的に勝てる見込みがないのに、だらだらと戦い続ける消耗戦を避けることが生き残りには重要になってくる。
- 受験に限らず、何かをするときに「終わりの絵」を描くことは目的論的には重要だ。単純に終末を思い浮かべるのではない。終わりから考えて、今現在を見ることに意味がある。

「武器を磨け」

佐藤優著

S B 新書

## 税務アンテナ

□中小企業の非上場株式は市場性がないのに評価額が高く、贈与や相続した場合に、多額の贈与税や相続税が課税されるため、事業の承継が難しくなる問題がありました。

そこで事業承継税制で贈与税・相続税の納税猶予を図る措置がとられ、平成 30 年度改正で特例措置が設けされました。

特例承認計画を平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間のうちに県に提出する必要がありますが、これまでの納税猶予が 80 % から 100 % に、対象株式数もこれまでの 3 分の 2 から全株式まで適用されることになりました。

適用期限は平成 30 年 1 月 1 日から 10 年以内の贈与・相続で一定の要件のもとに、その納付を猶予し、後継者の死亡等により、納付が免除されます。

□法人が契約するリース取引のうち、車両や機械等の月々のリース料が低く抑えられている、契約満了時に残価見積額で購入する条件がある場合には、税務上売買取引とみなされます。

この場合、リース総額に残価見積額を加えた金額を取得価額として減価償却することになり、売買とみなされることにより消費税の仕入税額控除が適用されます。

ただし、中小企業の場合には、賃貸借処理も認められますが、消費税はリース料支払時に仕入税額控除が適用されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽に問い合わせ下さい。

## 9月の税務スケジュール

10日	○8月分の源泉所得税の納付
30日	○7月決算法人の確定申告 ○31年1月決算法人の中間申告（予定申告） ○10月、31年1月、4月決算法人の消費税中間申告 (休日につき10月1日)

30日	○9月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき28日)
-----	------------------------------------

今月の贈る言葉『自分から逃げれば逃げるほど生きがいも遠ざかる』 by 淡谷のり子